

令和7年9月10日

学生及び保護者等 各位

学生課学生・図書係

高等教育の修学支援新制度等について（通知）

住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯及び多子世帯の学生が対象の、「高等教育の修学支援新制度」につきまして、ご案内いたします。

支援内容としては、**授業料等の免除／減額**＋**給付型奨学金の支給**です。

つきましては、下記をご確認いただき、希望者は学生・図書係にて申請書類を受け取り、期日までに手続きをしてください。

**令和7年度後期から新規で授業料免除を希望する場合は、令和7年10月3日（金）までに、学生課学生・図書係へ申請書類をご提出ください。**

☆申請期限（令和7年10月3日（金））後、令和7年10月31日（金）まで申請を受け付けますが、申請期限後に申請された場合は、いったん後期授業料が引き落とされ、免除が確定してから**返金対応**となります。その際の**振込手数料は保護者等負担**となりますので、令和7年10月3日（金）までに申請いただくことをお勧めします。

☆令和7年10月3日（金）までに申請された場合は、後期授業料の徴収を猶予し、免除が確定してから後期授業料の徴収を行います（全額免除の場合、授業料の徴収はありません。）。

※「令和7年度前期（一次）採用」以前に申し込まれ、認定済みの方は新たにご申請いただく必要はございません。

※本制度の支援を受けるには選考基準（学業・家計）がございます。詳しくは下記通知文をご確認いただき、ご不明な点がございましたら学生課学生・図書係へお問い合わせください。

記

・**授業料等の免除／減額**

→ [【令和7年度授業料免除（後期）の申請について（通知）】](#)

・**給付型奨学金の支給**

→ [【令和7年度日本学生支援機構奨学生（給付型）\[在学採用（二次採用）\]の募集について（通知）】](#)

※それぞれ申請が必要です。

参照 [\(本校ホームページ\(奨学制度と授業料免除\)\)](#)

担当：学生課学生・図書係（TEL 0897-37-7814）